

# 一般財団法人土浦市産業文化事業団事務局組織規程

## (昭和48年5月4日規程第1号)

改正 昭和54年6月1日規程第1号	改正 昭和56年2月9日規程第2号
改正 昭和58年3月28日規程第1号	改正 昭和58年6月27日規程第6号
改正 昭和60年1月17日規程第1号	改正 平成3年3月26日規程第1号
改正 平成4年12月24日規程第2号	改正 平成5年3月25日規程第1号
改正 平成6年3月25日規程第1号	改正 平成6年12月22日規程第6号
改正 平成9年3月25日規程第1号	改正 平成9年9月3日規程第9号
改正 平成10年3月25日規程第1号	改正 平成11年3月30日規程第1号
改正 平成14年3月26日規程第1号	改正 平成14年5月28日規程第7号
改正 平成15年3月24日規程第4号	改正 平成16年3月23日規程第2号
改正 平成18年3月28日規程第1号	改正 平成19年3月27日規程第1号
改正 平成21年3月27日規程第1号	改正 平成22年3月29日規程第2号
改正 平成25年3月28日規程第1号	改正 平成29年5月12日規程第2号

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人土浦市産業文化事業団定款第45条の規定に基づき、一般財団法人土浦市産業文化事業団の事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 事務局に本部を置き、その下に管理事務所を置く。

### (位置等)

第3条 本部の位置は、土浦市大岩田1051番地とする。

2 管理事務所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
土浦市国民宿舎「水郷」霞浦の湯	土浦市大岩田255番地
土浦市霞ヶ浦総合公園体育施設	〃 〃 1051番地
土浦市レストハウス「水郷」	〃 〃 622番地1
土浦市亀城プラザ	〃 中央二丁目16番4号
土浦市霞ヶ浦総合公園	〃 大岩田580番地
土浦市立土浦市民会館	〃 東真鍋町2番6号
土浦市勤労者総合福祉センター 「ワークヒル土浦」	〃 木田余東台四丁目1番1号
土浦市生涯学習館	〃 文京町9番2号

### (本部の事務分掌)

第4条 本部の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総合企画に関すること。
- (2) 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。
- (3) 印章の保管に関すること。
- (4) 予算の編成執行並びに収支決算に関すること。

- (5) 理事会その他会議に関する事。
  - (6) 財産の管理に関する事。
  - (7) 規程等の制定、改廃に関する事。
  - (8) 管理事務所に関する事。
  - (9) その他事業団の管理運営に必要な事項に関する事。
- (管理事務所の事務分掌)

第5条 管理事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 土浦市霞ヶ浦総合公園体育施設
    - ア 霞ヶ浦文化体育会館の管理運営及び自主事業の実施に関する事。
    - イ 土浦市水郷プールの管理運営に関する事。
  - (2) 土浦市レストハウス「水郷」
    - ア 土浦市レストハウス「水郷」の管理運営に関する事。
  - (3) 土浦市亀城プラザ
    - ア 土浦市亀城プラザの管理運営に関する事。
    - イ 自主事業の実施に関する事。
  - (4) 土浦市霞ヶ浦総合公園
    - ア 国民宿舎「水郷」霞浦の湯の管理運営に関する事。
    - イ 土浦市霞ヶ浦総合公園テニスコート施設の管理運営に関する事。
    - ウ 土浦市霞ヶ浦総合公園内の管理に関する事。
    - エ 土浦市霞ヶ浦総合公園ネイチャーセンターの管理運営に関する事。
  - (5) 土浦市立土浦市民会館
    - ア 土浦市立土浦市民会館の管理運営に関する事。
    - イ 自主事業の実施に関する事。
  - (6) 土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」
    - ア 土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」の管理運営に関する事。
    - イ 自主事業の実施に関する事。
  - (7) 土浦市生涯学習館
    - ア 土浦市生涯学習館の管理運営に関する事。
    - イ 自主事業の実施に関する事。
- (係の配置)

第6条 本部及び管理事務所に次の係を置く。

- (1) 本部 庶務係、企画調整係
  - (2) 管理事務所 別表第1に掲げる係
- (本部における職)

第7条 本部に事務局長を置き、必要に応じて、参事、副参事、事務局次長、事務局長補佐、主査、係長又は主幹を置くことができる。

- 2 参事は、上司の命を受けて事務局の事務を処理する。
- 3 事務局長は、上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 事務局次長は、事務局長の命を受けて、その分掌事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理する。
- 6 前5項に規定するもののほか、職員は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。

(管理事務所における職)

第8条 管理事務所にそれぞれの名称を冠した所長を置き、必要に応じて、副参事、所長補佐、主査、係長、主幹を置くことができる。

- 2 所長は、上司の命を受けてその分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 所長補佐は、所長を補佐し、その分掌事務を掌理する。
- 4 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理する。
- 5 前3項に規定するもののほか、職員は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。

第9条 第7条及び第8条に規定する職のほか、必要に応じ別表第2左欄に掲げる職をおく。

- 2 前項の職にあるものは、上司の命を受けて主として別表第2右欄に掲げる職務を行うものとする。

(委任、専決及び代決)

第10条 理事長の権限に属する事務の委任、専決及び代決に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(文書の取扱い)

第11条 文書の取扱いについては、土浦市の文書取扱いの例による。

(旅費の取扱い)

第12条 職員の旅費の取扱いについては、特に定めるもののほか、土浦市の職員の旅費の例による。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和48年5月4日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

付 則 (昭和54年6月1日規程第1号)

この規程は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則 (昭和56年2月9日規程第2号)

この規程は、昭和56年2月9日から施行する。

付 則 (昭和58年3月28日規程第1号)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和58年6月27日規程第6号)

この規程は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則 (昭和60年1月17日規程第1号)

この規程は、昭和60年3月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月26日規程第1号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び別表第1土浦市霞ヶ浦総合公園テニスコート施設(以下「テニスコート施設」という。)の項の改正規定は、土浦市からテニスコート施設の管理許可を受けた日から施行する。

付 則 (平成4年12月24日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成5年3月25日規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月25日規程第1号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年12月22日規程第6号)

この規程は、平成7年3月1日から施行する。

付 則 (平成9年3月25日規程第1号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成9年9月3日規程第9号）

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

付 則（平成10年3月25日規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月30日規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月26日規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成14年5月28日規程第7号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月24日規程第4号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条の表、第5条第3号及び別表第1の各改正規定は、土浦市勤労者野外活動施設条例（平成15年土浦市条例第19号）の施行の日から施行する。

付 則（平成16年3月23日規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月28日規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の表名称の欄の改正規定、第5条第3号の改正規定及び別表第1管理事務所の欄の改正規定は、公表の日から施行し、改正後の第3条第2項の表名称の欄、第5条第3号及び別表第1管理事務所の欄の規定は、平成17年12月27日から適用する。

付 則（平成19年3月27日規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月27日規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月29日規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年5月12日規程第2号）

この規程は、平成29年5月12日から施行する。

別表第 1

管 理 事 務 所	係
土浦市国民宿舎「水郷」霞浦の湯	庶務係・業務係
土浦市霞ヶ浦総合公園体育施設	庶務係・業務係
土浦市レストハウス「水郷」	庶務係
土浦市亀城プラザ	庶務係・業務係
土浦市霞ヶ浦総合公園	庶務係・業務係
土浦市立土浦市民会館	管理係・業務係
土浦市勤労者総合福祉センター 「ワークヒル土浦」	庶務係
土浦市生涯学習館	庶務係

別表第 2

職	職 務
主 事	一般事務
技 師	一般技術
主 事 補	事務の補助
技 師 補	技術の補助
技 術 員	一般技能